

経産省「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」の 概要と知的財産分野への示唆

— 開発者・提供者・利用者の責任判断枠組みと想定事例の分析 —

2026 年 4 月 14 日

Claude Opus 4.6

1. はじめに

経済産業省は 2026 年 4 月 9 日、「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」（第 1.0 版）を公表した¹。本手引きは、AI の開発・提供・利用に伴い第三者に損害が生じた場合の民事責任について、現行の不法行為法および製造物責任法の解釈適用の方向性を体系的に示した日本初の指針である²。AI のブラックボックス性や自律性ゆえに裁判例の蓄積が乏しく、事業者がシステム導入を躊躇する一因とされてきた法的不確実性に対し、7 つの想定事例を題材に、開発者・提供者・利用者それぞれの責任判断の考え方を具体的に整理した^{2,3}。本手引きは法的拘束力を持たないソフトローだが、紛争時の法解釈の叩き台として、また AI 事業のリスク管理・契約設計の実務的指針として位置づけられる。

2. 手引きの全体構成と検討の基本設計

本手引きは「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」（座長：大塚直・早稲田大学法学学術院教授、全 4 回・2025 年 8 月～2026 年 1 月開催）での議論を踏まえ、パブリックコメントを経て策定された^{1,4}。全 5 章・約 80 頁超の構成であり、第 1 章「はじめに」では目的・射程・用語定義を整理し、第 2 章「総論」が最も重要な章として、検討対象の法条の整理（民法 709 条の一般不法行為、製造物責任法 3 条）と、AI を「補助／支援型」と「依拠／代替型」の 2 類型に分類する中核的枠組みを提示する^{2,3}。第 3 章は補助／支援型 AI に該当する 4 つの想定事例（配送ルート最適化 AI、弁護士業務支援 AI、画像生成 AI、取引審査 AI）、第 4 章は依拠／代替型 AI に該当し得る 3 つの想定事例（外観検査 AI、自律走行

ロボット、AI エージェント) を検討する²。第 5 章は立証上の困難や国際紛争の手續論点を扱う。

検討の中心は不法行為責任に置かれ、契約責任は直接の検討対象としていない。その理由として、不法行為責任は契約の有無にかかわらないデフォルト・ルールであり契約による責任分配の参考ともなること、契約責任は個別性が高く「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」等で別途整理済みであることが挙げられている²。

3. 2 つの AI 類型：責任判断の分水嶺

3.1 補助／支援型 AI

「AI 利用者の判断の補助ないし支援としてのみ用いられ、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定される類型」と定義される²。現状では多くの AI サービスがこの類型に該当する³。補助／支援型として用いるべき場合として、①AI の機能上、人の判断を代替しているとはいえないケース、②弁護士法 72 条等の規制法上の理由で人の最終判断が必要なケース、③AI の出力が第三者の権利侵害リスクを内包し人の評価・検証が必要なケース（画像生成 AI による著作権侵害リスク等）の 3 つが示されている^{2,3}。

この類型では、AI 利用者の注意義務水準は AI の利用如何にかかわらず変わらない^{2,5}。すなわち AI の出力を援用したことで注意義務が引き上がることも引き下がることもなく、AI 利用者は自らの職業・地位に応じた本来の注意のもとで判断すべきとされる。一方、AI 開発者・提供者が第三者に対して責任を負う場面は限定的であり、AI の機能・性能限界・リスク等についての「説明上の注意義務」が中心となる²。

3.2 依拠／代替型 AI

「人の判断や行動の全部又は一部を代替する前提で提供され、AI の出力に依拠しながら用いることが予定される類型」である²。この類型に該当するには、(a)必要性（人の判断・行動では実現困難な効用が見込まれること）と(b)精度・安全性（同種業務の通常人の作業水

準と比較して同等以上)の2要件を満たす必要がある^{2,3}。

依拠/代替型AIでは、AI利用者の注意義務の対象が「個々の判断の適切性」から「AIシステムを組み込んだ業務プロセスの適正な構築および運用」へと転換する^{2,3}。構築段階ではAI自動化の適切性やガバナンス体制の確認が、運用段階では精度低下の監視や合理的措置が求められる。重要なのは、AIの不適切な出力すべてを利用者が検証する義務までは認められないという点であり、全件確認を要求すればAI導入の便益が失われるとの実務的配慮が反映されている²。AI開発者・提供者の注意義務水準は補助/支援型よりも高まり、設計上の安全性向上・セーフガード構築、性能限界やリスク条件の詳細な説明が求められる^{2,5}。

4.7 つの想定事例が示す責任判断の実際

4.1 補助/支援型AIの4事例

想定事例1(配送ルート最適化AI)は最もシンプルな構造である。AIが指定した悪路でドライバーが脱輪・荷物を損壊した事案であり、ドライバーの安全走行義務はAI利用に関わらず変わらないため、ドライバー(ないし使用者たる運送事業者)の過失が肯定されやすく、AI開発者の責任は基本的に想定し難いとされる²。福島地判平成30年12月4日のカーナビ事件が参照されている^{2,6}。

想定事例2(弁護士業務支援AI)では、弁護士がAIの出力する架空の裁判例を無検証で引用して敗訴した事案を検討する。弁護士法上の業務独占や委任契約に基づく善管注意義務(民法644条)に照らし、AI出力の正確性を自ら検証すべきとして、弁護士の善管注意義務違反が認められやすい²。研究会では、高度なAIとの協調作業で人間の注意力が低下する認知科学的知見にも言及し、将来的な判断枠組みの検討の重要性が指摘された^{2,5}。

想定事例3(画像生成AI)は知的財産分野に関わる中核的事例であり、次章で詳述する。

想定事例4(取引審査AI)は、AI出力を一見しただけではリスクの所在が不明瞭なケースを扱い、AI利用者の事前情報収集義務とAI開発者・提供者の設計上の措置が論点となる²。

4.2 依拠／代替型 AI の 3 事例

想定事例 5（外観検査 AI）は、人が全件検査困難な作業量を AI が代替処理する典型例である。異物を見落として消費者が負傷した場合、AI 利用者の注意義務は「業務プロセスの構築・運用」に転換し、実運用環境での精度検証・検出困難条件の把握等が具体的義務として示される²。なお、AI ソフトウェアのみの納入であるため、日本の製造物責任法は適用されない事実関係が想定されている^{2,7}。

想定事例 6（自律走行ロボット：AMR）は、製造物責任法の適用が正面から検討される唯一の事例である²。AI 搭載ロボットは動産であるため製造物に該当し、AI ソフトウェアが組み込まれた製造物の「欠陥」の判断が論点となる。日本法では AI ソフトウェア単体は製造物責任の対象外だが、ソフトウェアが製造物に組み込まれた場合には製造物責任が生じ得る^{2,7}。EU 改正製造物責任指令（2024 年 12 月発効）がソフトウェアも「製造物」に含めた点との対比が指摘されている^{2,8}。

想定事例 7（補論：AI エージェント）は、カスタマーサポート用 AI が外部情報を自律的に検索し顧客に誤回答を行った事例である²。AI エージェントは業務プロセスのどの部分を自動化するかにより補助／支援型にも依拠／代替型にもなり得るとされ、本手引きの基本的枠組みが AI エージェントの責任評価の基礎となることが確認された^{2,5}。

5. 知的財産分野での責任：画像生成 AI を中心とした詳細検討

5.1 パブリシティ権侵害の分析

想定事例 3 では、約 10 億枚の公開データセットで学習した汎用画像生成 AI が提供され、リアルな風景画・人物画像等を生成でき、商用利用も可能とされる設定のもと、3 つのサブ事例（a・b・c）が検討される²。

事例 a では過失による侵害を検討する。AI 利用者の従業員が意図せず著名人 V 酷似の画像を生成し広告に使用した場合、客観的に顧客吸引力の利用と評価される可能性が高い。全国

的著名人に酷似していれば簡易な調査で回避可能として過失が肯定される方向にある²。一方、AI 開発者の責任は認められ難いとされる^{2,5}。

事例 b では故意による侵害を検討する。AI 利用者が意図的に V 酷似画像を広告利用した場合、AI 開発者の幫助責任（民法 719 条 2 項）が論点となる²。手引きは最判平成 13 年 3 月 2 日のカラオケ機器リース事件を参考に、①権利侵害の蓋然性・重大性、②侵害発生の認識可能性を評価基準とする。画像生成 AI は多様な適法目的で使用可能であり、類型的にパブリシティ権侵害の蓋然性が高いとはいえないとされる²。さらに、AI 開発者が権利侵害防止の技術的措置（潜在空間での学習、Re-captioning、データセットの大規模化、正規化項の追加、フィルタリング等）を講じていれば幫助責任は成立しないと整理されている^{2,3}。

事例 c では、著名人の氏名ラベル付きデータで学習し著名人画像生成を目的として販売する AI を検討する。この場合、AI 提供行為そのものがパブリシティ権侵害と評価される可能性があるとされ、事例 b とは質的に異なる責任判断が示されている²。

5.2 AI モデル学習段階とパブリシティ権の関係

手引きは重要な法的判断として、AI モデルの学習過程ではデータがパラメータ化されるため、人物写真そのものが直接生成に利用されるわけではないと分析する²。学習用データに著名人 V の肖像が含まれていても、パラメータ調整のみに用いられるため「専ら顧客誘引力の利用を目的とする」とはいえず、学習行為自体はパブリシティ権を侵害しないとの考え方が示されている²。AI 生成画像が「肖像等」に該当するかについては、当該人物を知る者が容易に識別し得るほどの類似性があれば該当し得るとされ、東京地判平成 17 年のロック歌手似の人物絵事件が参照されている^{2,6}。

5.3 著作権侵害との関係

手引きは、著作権侵害が刑罰法規にも触れる犯罪行為であるのに対し、パブリシティ権侵害は刑事罰の対象ではない点を指摘し、AI 開発者・提供者に課すべき注意義務の水準がこれらの権利で異なり得ることを示唆している²。また、AI の出力が既存の著作物に類似する場

合は補助／支援型 AI として、人の評価・検証が必須とされる^{2,3}。内閣府「AI 時代の知的財産権検討会」中間とりまとめや文化庁「AI と著作権に関する考え方」とは相互補完的關係にあると位置づけられている^{2,9,10}。

6. 知財分野で想定される具体的事例

本手引きの枠組みを知的財産分野に適用した場合、以下のような具体的事例が考えられる。

これらは手引きが直接取り扱う画像生成 AI の事例に加え、手引きの 2 類型の論理を知財業務全般に敷衍したものである。

6.1 AI 特許調査・先行技術調査における誤り（補助／支援型）

特許出願前の先行技術調査や無効資料調査に AI ツールを使用し、重要な先行技術文献を見落とした結果、無効な特許権に基づく権利行使を行い第三者に損害を与えた場合が考えられる。手引きの弁護士業務支援 AI（想定事例 2）の論理を援用すれば、特許調査は弁理士等の専門職が自らの専門的判断で行うべき業務であり、AI はあくまで補助ツールである²。したがって、AI 出力の先行技術リストをそのまま鵜呑みにして重要文献を見落とした場合、弁理士・特許担当者の注意義務違反が認められやすい方向となる。AI 開発者（特許調査 AI の提供者）は、性能限界や検索漏れのリスクについて適切に説明していれば責任を負わないと考えられる^{2,5}。

6.2 AI 明細書ドラフティングの記載不備（補助／支援型）

生成 AI を用いて特許明細書の実施形態部分や請求項を起案し、サポート要件違反（特許法 36 条 6 項 1 号）や実施可能要件違反（同条 4 項 1 号）が生じた結果、特許が無効となり、出願人（クライアント）に損害が生じた場合である。明細書作成は弁理士の本来業務であり、AI の生成テキストを十分に検証せず提出した弁理士は善管注意義務違反を問われ得る²。手引きの補助／支援型の枠組みでは、AI 利用者の注意義務水準は AI 利用の有無にかかわらず変わらないため、「AI が書いたから」という抗弁は認められない方向となる^{2,3}。

6.3 AI 生成デザインによる意匠権・著作権侵害（補助／支援型）

画像生成 AI を用いて製品デザインを作成し、そのデザインが他者の登録意匠や著作物に類似していた場合、手引きの想定事例 3 の論理が直接適用される²。AI 利用者（デザイナー・企業）は、AI 出力物が既存の意匠権・著作権を侵害していないかを自ら評価・検証する義務を負う。この場合、AI の出力が第三者の権利侵害リスクを内包する典型例として、補助／支援型 AI に分類され、人の評価・検証が必須となる^{2,3}。AI 開発者は、手引きが示す技術的防止措置（フィルタリング、正規化等）を講じていれば幫助責任は否定される方向にある²。

6.4 AI 商標類否判断の誤り（補助／支援型）

商標出願前のクリアランス調査に AI ツールを使用し、類似する先行商標を見落としした結果、他者の商標権を侵害するブランド展開を行い損害が生じた場合である。商標の類否判断は外観・称呼・観念の総合判断であり、専門家の判断を要する典型的な補助／支援型の場面といえる。手引きの論理では、AI 利用者（商標担当者・弁理士）が最終的な判断責任を負い、AI の判断結果を検証なく採用した場合には過失が認められ得る²。

6.5 AI による IP ランドスケープ分析に基づく投資判断の誤り（補助／支援型→依拠／代替型の境界）

AI エージェントが自律的に IP ランドスケープ分析を行い、特定技術分野のホワイトスペースを特定したことに基づいて大規模な研究開発投資を行ったが、AI の分析が不正確で競合他社の重要特許群を見落としていた場合である。この事例は、AI が業務プロセスのどの範囲を代替するかによって補助／支援型と依拠／代替型の境界線上に位置する^{2,3}。人間のアナリストが最終判断するなら補助／支援型だが、AI の分析結果にそのまま依拠する業務設計であれば依拠／代替型となり、利用者の注意義務は「業務プロセスの構築・運用の適正さ」に転換する²。

6.6 AI 契約書レビューにおけるライセンス条件の見落とし（補助／支援型）

AI ツールを用いてライセンス契約書のレビューを行い、重要なグラントバック条項や競業制限条項を見落とした結果、不利な契約を締結し損害が生じた場合である。契約レビューは法律専門家の業務であり、手引きの弁護士業務支援 AI 事例と同様の論理が適用される²。AI 利用者（法務部門・弁護士）の善管注意義務違反が問題となり、AI 開発者の責任は限定的となる方向である^{2,5}。

6.7 AI 翻訳による特許翻訳の誤訳（補助／支援型）

外国出願の翻訳に AI 翻訳を使用し、クレームの範囲が原文と異なる翻訳文となった結果、権利範囲が狭まり出願人に損害が生じた場合である。特許翻訳は技術的専門性を要する業務であり、AI 翻訳の出力を検証する義務は翻訳者・弁理士に帰属する。手引きの枠組みでは補助／支援型 AI として、注意義務水準は AI 利用如何にかかわらず変わらない^{2,3}。

7. 過失判断と立証の困難

過失は「予見可能性を前提とした結果回避義務違反」として構成される²。注意義務の水準は行為から生ずる危険の大小、被侵害利益の軽重、職業・地位に置かれた通常人の注意力等に基づき決定される。AI 事業者ガイドラインへの適合は直ちに過失の有無に結びつかないが、ガイドラインを踏まえたリスク分析・体制構築を行っていた場合には過失を否定する方向の事情として斟酌され得る^{2,11}。ISO/IEC 42001 等の AI マネジメントシステム認証も同様に有利な事情となり得る²。

因果関係については、補助／支援型 AI では最終的に人の判断が介在するため、AI の出力と権利侵害・損害との間の因果関係は原則として否定される。直接の原因は当該人間の意思決定であるとの整理である²。第 5 章では、被害者の立証困難への対応策として、文書提出命令（民事訴訟法 223 条 1 項）や文書送付嘱託（同法 226 条）の活用可能性、過失・欠陥の事実上の推定といった既存法理の AI 事案への適用が検討されている^{2,7}。

8. 結論：知財実務に与える示唆と今後の展望

本手引きの核心的貢献は、「補助／支援型 AI」と「依拠／代替型 AI」という利用形態に応じた二分類を導入し、各類型で開発者・提供者・利用者の責任配分の方向性を明示した点にある^{2,3,5}。知的財産分野への示唆は多岐にわたるが、とりわけ以下の3点が重要である。

第一に、現行の知財 AI 活用（特許調査、明細書起案、商標クリアランス、契約レビュー、特許翻訳等）は大半が補助／支援型に分類され、AI 利用者（弁理士、知財部員等）の注意義務水準は AI 利用の有無にかかわらず変わらないという原則が明確化された²。「AI が出力したから」は免責事由にならず、専門家としての検証義務が維持される。

第二に、画像生成 AI の想定事例を通じて、パブリシティ権・著作権侵害リスクにおける AI 開発者の幫助責任の成否基準と具体的な技術的防止措置が初めて体系的に整理された²。学習行為自体はパブリシティ権を侵害しないとの判断は、AI 開発者にとって重要な予測可能性を付与する。ただし、著名人画像生成を目的とする AI の販売はパブリシティ権侵害と評価される可能性があるとの線引きも示されており、ビジネスモデル設計上の注意が必要である^{2,3}。

第三に、IP ランドスケープ分析や AI エージェントによる知財業務の自動化が進むにつれて、依拠／代替型 AI の枠組みが知財分野にも適用される場面が増加すると見込まれる²。その場合、注意義務は「個別の判断」から「業務プロセス全体の構築・運用」へ転換し、知財ガバナンスの在り方そのものが問われることになる。IPIAGA 等の知財・無形資産ガバナンス推進の取組みとも連動する重要な論点である。

本手引きは第 1.0 版であり、技術動向・法制度の変化に伴い改訂が予定されている¹。AI エージェントの責任整理が「現時点では困難」とされたこと、日本法の製造物責任がソフトウェア単体に及ばないことなど、残された課題は少なくない^{2,7,8}。EU 改正製造物責任指令との対比を含め、日本の AI 民事責任法制がどう進化するかは引き続き注視が必要である。

参考文献

- [1] 経済産業省「「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」を公表しました」
(2026年4月9日) <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001.html>
- [2] 経済産業省「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」(第1.0版、令和8年4月)
<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>
- [3] 経済産業省「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き 概要資料」(令和8年4月)
<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-2.pdf>
- [4] 経済産業省「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」第2回事務局説明資料
(2025年10月1日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/pdf/002_03_00.pdf
- [5] TMI 総合法律事務所「AI エージェントの法的留意点 民事責任① 補助・支援型について」(2026年)
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2026/18060.html>
- [6] 福島地判平成30年12月4日(カーナビ事件) / 東京地判平成17年(ロック歌手似の人物絵事件)
(手引き本文中引用裁判例)
- [7] 製造物責任法(平成6年法律第85号)。手引きでは、AIソフトウェア単体は製造物責任の対象外であるが、製造物に組み込まれた場合には適用があり得ると整理。
- [8] EU改正製造物責任指令(Directive (EU) 2024/2853、2024年12月発効)。ソフトウェアを「製造物」に含める旨の規定。手引き本文中参照。
- [9] 内閣府 知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年)。手引きにおいて相互補完的關係にある文書として言及。
- [10] 文化庁 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(令和6年3月15日)。手引きにおいて相互補完的關係にある文書として言及。
- [11] 総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン」(第1.0版、令和6年4月19日)。手引きでは、ガイドライン適合が過失判断に影響し得る事情として整理。

以上